

西南部 I ブロック
地域の未来についての懇談会
(通算第 1 2 6 回)



開催日	平成 3 0 年 2 月 1 5 日 (木)
開催時間	午後 6 時 3 0 分 ~ 午後 8 時 3 0 分
会場	西大寺北地域ふれあい会館
参加者	3 1 名

意見・質問等	市側の発言
1. 保育園の待機児童数について	1. 去年 4 月の待機児童数は、奈良市全体で 1 6 3 人であった。そのうち 7 3 人がこの西部南エリアに集中している。既存保育園の増築、新保育園の建設、公立幼稚園のこども園化などで、2 年間で約 5 0 0 人の定員増を予定している。ただ、保育園に預けられるのなら仕事に行こうかという方も増えてきて、いたちごっこになっている。
2. 県立病院が 5 月に移転するが、その跡地への保育園の建設について	2. 移転先近くでの民間保育園の開所や、伏見幼稚園のこども園化により、保育ニーズはある程度吸収できる。県は民間開発も念頭にあるように思うので、待機児童につながる動きが見えてきたら考えていきたい。
3. 伏見南地区にはふれあい会館がないことについて	3. 地域自治協議会のために、すべての地区に何かしら 1 つは拠点施設を用意していこうと考えている。拠点施設をどこにするかのアンケートに、伏見南地区からは京西公民館平松分館と回答をいただいている。
4. 平城宮跡を南北に走り 2 つに分けている都跡通りに対する市の考えについて	4. まだ確定していない話であると思うが、文化庁は都跡通りをもう少し東に振るようなことを言っておられる。迂回するような話になると大分不便をおかけするので、間に入って調整を図りたい。
5. 大和中央道を延ばして、近鉄奈良線と立体交差にできないかについて	5. 大和中央道は、敷島工区の建設をやり終えて県道谷田奈良線までつなげたい。そこまでで一旦終わりになっている。本来は近鉄奈良線の下をくぐる計画になっているが、若葉台工区は大変な費用がかかるので躊躇している。2 0 年ぐらいはかかるので、その時代の人口や車の量も見越していかないといけない。

<p>6. コミュニティ・スクールは小学校単位でつくってもいいかについて</p>	<p>6. 最終形は中学校単位でまとめていただくというのが目標であるが、今始めるに当たっては小学校区で組織をつくって、移行していただく。その地域の方々の声を聞きながら、柔軟に対応していきたい。</p>
<p>7. 地域自治協議会は、よく理解できない。窓口になるような組織を事務局みたいな形で設けて、窓口を一本化しようというのが行政の考え方かについて</p>	<p>7. 結果的にそうなるかもしれないが、決して窓口一本化が目的ではない。役所も縦割りなので、地域も縦割りになっている部分がある。横のつながりをつくっていただき、力を合わせるような体制づくりをしていただきたい。</p>
<p>8. コミュニティ・スクールについて、学校が出した方針をもし地域が承認しなかったときはどうなるのかについて</p>	<p>8. 学校長がこんな子どもを育てたいと目標を設定して議論していただく。地域が承認しなかったらどうするのか、まさしくここから議論が深まっていくのであって、我々は熟議と呼ぶが、議論のやりとりをして決めていただく。校長も地域の意見をしっかり聞くという体制をとらないといけない。</p>
<p>9. 地域自治協議会を行うためには、ヒト・モノ・カネが大切であるので、行政も自治連合会ももっと具体的に明らかにしていただきたい。(要望のみ)</p>	
<p>10. 伏見地区は、家もマンションも多く建ってきて、22町が31町になるが、その団体が集まる場所がないことについて</p>	<p>10. 地域の活動拠点の整備は、我々も何とか早く行いたいと思っている。特にターミナル駅のすぐそばであり、鉄道に大きな事故等があったようなときにも、そういう機能は必要であると思う。</p>
<p>11. 地域包括ケアシステムについて、医療と介護の連携センターはどのような単位でつくられるのかについて</p>	<p>11. 普通は各病院の地域医療連携室で、介護関係者と連絡調整をとって退院後の生活を考えられるが、その連携がうまくいかなかったり、かなり専門的な治療が要る等の場合には、退院後の生活に必要な機関との連携がとれるよう、4月から市で1カ所、在宅医療介護連携支援センターを設置する。市医師会に委託し、市内全域から相談を受け付ける。</p>
<p>12. 地域自治協議会に関する条例がつけられたときには、現在のような地域の活動はできなくなるのか、個々で行っても認定されないのかについて</p>	<p>12. 地域自治協議会は自主的につくられるのが大前提で、今ある組織をなくすというのではなく、今ある団体も同じように活動していただける。条例は地域自治協議会を法的に認定するが、別に法的な認定がなければ今までの活動ができないわけではない。</p>